

# 教宣 せぶん

## 信頼回復への道 (3)

都労委「命令」を会社が拒否したことは、単純に第三者機関の命令に従わなかったという不当性があるだけではなく、現在当社が置かれている状況からも、過去の経緯からも、そして会社が内外に自信をもって宣言していること、従業員に経営者がいま発信していることから見ても、まったく道理に合いません。「再審査制度があるから」という理由では申し開きできない「背景」があるのです。逆に言えば、当社経営は過去の経緯、現在の当社が置かれている立場・状況をかなぐり捨ててまで、自らのもつ「コダワリ」「プライド」のようなものを大切にしているのです。こういう経営者に「有史以来の存亡の危機」という局面を脱しなければならないという、極めて重要な舵取りを任せられるのでしょうか？会社が一丸となって、社内の「常識」や「当たり前」をいま一度見つめ直し、お客様本位の価値観に改めようとしている矢先に、経営者だけが東海闘争の時代からもっている「コダワリ」「プライド」のようなものにしがみつき、都労委「命令」や東京地裁「判決」という公的な判断をまったく受け入れようとしないのでしょいか？会社がどんな抗弁を使おうが、いくらきれいな言葉で説明しようが、この「本質」は誰の目から見ても明らかです。

会社はわずか数カ月のうちに、立て続けに、金融庁から行政「処分」、東京地裁から「判決」、都労委から「命令」を下されました。その「行為」を第三者機関から三重にわたって断罪されたのです。まさに前代未聞の不祥事だと言えます。いま、会社が真剣に再生の道を歩もうとするのであれば、「処分」と同じように「判決」「命令」を受け止めることです。「金融庁」と同じスタンスで「東京地裁」「東京都労働委員会」と接するべきです。従業員に見直せと言うのと同じように、自らの価値観をあらためるべきです。そうしなければ、会社の隅々までに再生にかける経営者の真剣さは伝わりません。すべての従業員の心に「信頼回復」という言葉は響きません。

損保業界や当社が社会的信頼を大きく失った「有史以来の存亡の危機」という局面にあって、言葉だけではなく、本当の再生の道を考える、従業員とともに歩める、真の経営者に登場願いたいものです。